

大河原町休日地域クラブ活動に関するQ & A

大河原町教育委員会

このQ & Aは、令和6年12月25日現在の状況で作成しています。今後、国や県、町の動向により、掲載内容が変更となる可能性があることをご承知おきください。

【主に運営に関すること】

Q 大河原町休日地域クラブ活動（以下「休日地域クラブ」という。）の運営主体はどこですか？

A 大河原町です。運営は大河原町教育委員会が行い、事務局を生涯学習課に置きます。

Q 運営面に関して話し合う組織はありますか？

A 大河原町部活動地域移行推進協議会を設置しています。学識経験者をはじめ、体育協会・スポーツ少年団・芸術文化センターの代表、中学校長、保護者代表など、それぞれの立場から貴重なご意見をいただいています。

Q 休日地域クラブの活動日や時間、回数は決まっていますか？

A 連続する土・日曜日どちらかの曜日に活動し、時間は3時間以内を原則としています。また、年間の活動日数は最大40日です。

Q どこで活動するのですか？

A 平日部活動同様、学校の体育館やグラウンド、音楽室です。また、総合体育館や東部運動場等の町の施設で活動することもあります。

Q 大会等への参加はどうなりますか？

A 休日開催の大会やコンクール等には、平日の学校部活動の成果発表の場として参加します。（今のところ地域クラブとして大会等には出場しません。）

【主に指導者に関すること】

Q 休日地域クラブの指導者は、どのような方ですか？

A 競技経験があり、中学生の指導に理解がある人を「外部指導者」として教育委員会が委嘱しています。部活動顧問の先生も希望があれば外部指導者になることができます。

Q 外部指導者への報酬はありますか？

A あります。1時間当たり1,600円（1回3時間以内）、別途交通費（通勤手当）を支給しています。

Q 外部指導者として従事するに当たって保険への加入は必要ですか？

A 事務局が一括して保険に加入します。外部指導者の皆様が安心して指導に当たれるように、万一の怪我や賠償責任の事故への備えとしてスポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）に加入しています。

Q 外部指導者の研修はありますか？

A 宮城県教育委員会主催の地域クラブ指導者研修会に参加していただきます。参加に当たって交通費等を支給します。

【主に生徒に関すること】

Q 地域クラブに必ず入らなければならないのですか？

A 参加は任意です。平日の学校部活動同様、生徒及び保護者の意向を尊重します。

Q 保険への加入は必要ですか？

A 事務局が一括して保険に加入します。外部指導者同様、スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）に加入しています。

Q 保険の保障対象はどうなっていますか？

A 休日地域クラブ活動中の事故のほか、活動場所と自宅との往復中の事故も保障対象に含まれています。

【主に参加費に関すること】

Q 参加費用はかかりますか？

A 現時点ではかかりません。当面は、運営費を町が負担しますが、受益者負担の考え方にに基づき、指導者への報酬や保険料は会費で賄うことを検討しています。

Q 会費はどのように決めるのですか？

A 保護者の負担が大きくなるように議論した上で会費を設定します。また、経済的に困窮する家庭への支援も併せて検討していきます。

部活動の地域連携・地域移行全般に関わることは、スポーツ庁の部活動改革ポータルサイト内のFAX（よくある質問）をご覧ください。

〈関連リンク集〉

- ・スポーツ庁部活動改革ポータルサイト「FAX（よくある質問）」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00017.html

- ・公益財団法人スポーツ安全協会

<http://www.sportsanzen.org/>